

移動困難者への 通院支援拡充を求める陳情は不採択

平27陳情第16号 平成28年度における障がい児者・透析者を含む移動困難者に対する通院支援についての陳情

▼願意

透析患者は、月13回の通院が必要であることから、福祉タクシー利用券および自動車燃料費の助成を拡充するよう、平成28年度の予算措置をしてほしい。

▼付託委員会

文教福祉常任委員会

▼委員会での主な意見

福祉タクシー利用券の助成については、平成24年度に、週3回以上通院している透析患者に対し交付枚数を拡充した。さらに、自動車燃料費助成や送迎ボランティア

継続審査となった陳情

▼総務常任委員会

平27陳情第17号 市職員による背信行為、不作為の行為、隠ぺい行為を調査し市長に懲戒処分の要請を求める陳情

▼環境都市常任委員会

平27陳情第18号 (株)ユニバーサル企画が農業用施設で違法に許可を受け大量の堆肥を保管し悪臭を発生させているので撤去勧告をするよう市長に要請することを求める陳情

請願・陳情の提出について

平成28年3月定例会での請願・陳情は、開会日から6日前の2月19日(金)午後5時までに提出されたものが対象となります。

なお、提出の際は、事前に議会事務局(☎82-9652)までご連絡ください。

議場を見学しませんか？

市議会では、多くの市民に議会への関心を深めていただくため、議場の見学を実施しています。

「議会ってどんな仕事をしているの?」、「議場ってどうなっているの?」といった疑問にお答えします。議会を開催している日を除いて、見学の申し込みを受け付けています(会議などの開催状況で、希望に沿えない場合もあります)。

見学を希望する方は本庁舎4階議会事務局(☎82-9652)にお問い合わせください。

審査未了となった陳情

▼文教福祉常任委員会

平27陳情第15号 平成28年度における重度障害者医療費助成制度継続についての陳情

移動困難者に対する施策について、予算の拡充を含めた検討が必要であることから、採択すべきである。

▼議決結果

委員会 不採択(賛成少数)
本会議 不採択(賛成少数)



請願・陳情 Q & A

すべての人々が、国や地方公共団体などが所管する事項について、一定の措置をとるよう、あるいはとらないよう希望し、申し出ることができます。これを請願といい、基本的な権利の一つとして憲法で保障されているものです。陳情は、法律上保障されているものではありませんが、議長などの判断により、請願と同様の処理をするものです。この請願・陳情について、質疑形式でその概要をご紹介します。

問 提出する場合の書式は決まっていますか

答 書式は特に決まっていますが、必要な記載事項などは以下のとおりです。

- ① 日本語で記載する。
- ② 請願(陳情)の趣旨・理由を簡潔明瞭にまとめて記載する。
- ③ 提出年月日、請願(陳情)者の住所および氏名(団体の場合は、その名称および代表者の氏名)を記載する。
- ④ 必ず押印をする。
※請願(陳情)事項が多岐にわたる場合は、内容ごとに区分し個別の請願(陳情)として提出してください。
※ホームページに参考書式を掲載していますのでご覧ください。

問 請願と陳情の提出要件の違いは何ですか

答 「請願(せいがん)」は、紹介議員が1人以上必要です。
「陳情(ちんじょう)」は、紹介議員を必要としません。個人や地域の団体名で提出することができます。
なお、請願と陳情では取り扱いが異なる場合もありますので、事前に議会事務局にお問い合わせください。

問 提出した後の流れはどうなっているのでしょうか

答 基本的な流れは以下のとおりです。

- ① 請願(陳情)書を議長に提出する。
(議会事務局へ提出)
- ↓
- ② 本会議で所管の委員会に付託する。
- ↓
- ③ 所管の委員会で慎重に審査・採決する。
- ↓
- ④ 本会議で審議・採決する。
※所管の委員会で審査した後、本会議において、委員長からの報告を基に、質疑、討論を行い、結論を出します。

問 提出場所や期限は決まっていますか

答 市役所本庁舎4階の議会事務局まで持参してください。(陳情の場合、郵送による提出をされた場合は、内容の審議をせず、議員への配付のみとなります。)

請願(陳情)は、3月、6月、9月、12月定例会で審査しますが、提出の時期により審査時期が異なります。

- ① 定例会の6日前まで(その日が閉庁日の場合はその前の開庁日)に提出されたものは、その定例会で審査します。
- ② 定例会最終日の3日前までに提出されたものは、その定例会最終日に議題とし、閉会中(次の定例会開催日まで)の継続審査とします。

提出後のお願い・・・

請願(陳情)の審査に当たり、提出いただいた請願(陳情)書を基に請願(陳情)文書表を作成し、審査を行っています。

請願(陳情)の趣旨を変えることなく、内容を簡潔かつ明瞭なものとしています。

請願(陳情)文書表を作成後、内容の確認をお願いするため、提出時に電話番号など連絡先をお聞きしています。ご協力をお願いします。

請願(陳情)事項の補足説明もできます

請願(陳情)の審査の際、請願(陳情)の趣旨に係る細かい説明や、趣旨に込めた思いを述べていただくこともできます。時間は10分程度となります。

補足説明をご希望の方は、提出時に議会事務局職員にお申し出ください。ただし、審査の状況によりご希望に添えない場合もありますのでご承知おきください。

問 結果はどういうものがありますか

- 答
- 採択・・・願意が妥当で、実現性もあるなどの理由から、内容を肯定する議会の意思決定のこと。
 - 趣旨採択・・・願意は理解できるが実現性に乏しいときなど、採択には至らないものの、趣旨には賛同できること。
※採択または趣旨採択した請願(陳情)は、市長や教育委員会宛てに送付し、その実現に努力するよう要望します。また、必要があれば意見書として、その結果を国(国会・関係行政庁)、県知事などに送ります。
 - 不採択・・・実現性に乏しい、願意に沿い難いなどの理由から、採択に賛成する議員が出席議員の過半数に達しないこと。
 - 継続審査・・・付託委員会の審査が会期中に終了しない請願(陳情)などについて、委員会の申し出に基づいて、議会の議決により閉会中も審査を継続すること。
 - 審査未了・・・請願(陳情)が審査期間中に議決に至らず、継続審査にもならないこと。
※請願(陳情)者には審査結果をお知らせします。また、ホームページでも審査結果や提出した意見書をご覧いただけます。